# 夢 o失 

餈金嗳助•経学相談•診断士による専聞家相談等 いろいろなサポートがあります。

## 経過している空き店舗等（自己所有物件の場合は 1 年以上）

 ＊補助対象となる空き店鋪については，事前に事務局（津山市空き店铺対策機構）へ お問合せ下さい。
## （2）事業区分及び補助内容



新商人育成支援事業空き店舗等賃貸料補助事業

> 空き店舗等(自己所有(3 親等以内の親族等所有を含む。)を除く。)を活用した新規創業者の出店に必要な店舗の改装費, 設備費, 広告宣伝費等の経費で市長が適当と認めもの。

空き店舗等（自己所有（ 3 親等以内の親族等所有を含む。）を除く。）を活用した新規創業者の出店に必要な連続する 12 ヶ月分の店舗賃貸料（敷金，礼金，共益費等を除く。）

空き店舗等（自己所有（3 親等以内の親族等所有を含む。）を除く。）を活用した出店に必要な店舗の改装費，設備費，広告宣伝費等の経費で市長が適当と認めるもの。

自己所有（ 3 親等以内の親族等所有を含む。）物件を活用した出店に必要な店舗の改装費，設備費，広告宣伝費等の経費で市長が適当と認めるもの。

補助対象経費の 3 分の 2 以内の額（200 万円を上限とする。）

補助対象経費の 3 分の 2 以内の額（ 60 万円 （月額 5 万円）を上限と する。）

## 補助頝

補助対象経費の 3 分の 2 以内の額（200 万円を上限とする。）

補助対象経費の 3 分の 1 以内の額（100 万円を上限とする。）

## （3）補助の主な条件

（1）中心市街地区域内からの移転は対象外です。
（2）「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の対象となる事業ではないこと。
（3）営業開始から 5 年以上の営業を行うこと。（開業後も 2 年間，経営状況等の報告が必要です）
（4）原則週4日以上，昼間の時間帯にも営業を行うこと。※昼間の時間帯：11時～19時までの時間帯
（5）商店街組合等が行う中心市街地活性化に資するイベント等に積極的に参加すること。
（6）改修工事をしようとする空き店舗等が，過去に本事業により補助金の交付を受けている場合は，5年を経過していること。
（7）補助金の交付決定前の事前着手は補助の対象となりません。
（8）必要な法令の手続きを完了させること。


## 申込み手続き

出店者は，商店街組合等を経由して津山市空を店鋪対策機構事務局へ必要書類を添えて申し远んで下さい。 ※出店者または空き店鋪所有者が法人の場合は，追加で書類を求める場合があります。※当補助金の交付申請者は商店街組合等団体になりますので，事前に調整を行ってください。※申込後の出店者の変更は原則認められません。

